

仮運転免許に係る試験	
法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	二千円
法第九十七条の二第一項第四号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千六百五十円
法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	三千百円(法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、四千七百五十円)

第十三条第二項の表検査手数料の項中「大型自動車仮運転免許」の下に「又は中型自動車仮運転免許」を、「以下」の下に「この条において」を加え、「二千五百五十円」を「三千九百五十円」に、「三千六百五十円」を「七千六百五十円」に改め、同表再試験手数料の項中「三千円」を「三千五百五十円」に改め、同表審査手数料の項中「二千八百円」を「三千三百五十円」に改め、同表技能検定員審査手数料の項中「特定第一種運転免許」を「大型自

動車免許又は中型自動車免許」に改め、「審査(以下)の下に「この条において」を加え、「一万四千七百五十円」を「二万四千七百円」に、

普通自

動車免許に係る技能検定員審査

二万五百円

を

普通自動  
特定第一

車免許に係る技能検定員審査

二万五百円

に、「大型自動

種運転免許に係る技能検定員審査

一万四千百円

車第二種免許又は」を「大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は」に改め、「もの(以下)の下に「この条において」を加え、「二万二千五百円」を「二万二千四百五十円」に改め、同表教習指導員審査手数料の項中「特定第一種運転免許」を「大型自動車免許又は中型自動車免許」に改め、

「審査(以下)の下に「この条において」を加え、「九千八百五十円」を「一万五千六百五十円」に、

普通自動車免許に係る教習指導員審査

一万二千五百円

を

普通自動車免許に係る教習指導員審査

特定第一種運転免許に係る教習指導員審査

一万二千五百円  
九千五百円

に、「大型自動車第二種免許又は」を「大型自動車第二

種免許、中型自動車第二種免許又は」に改め、「もの(以下)の下に「この条において」を加え、「一万二千五百五十円」を「一万三千三百円」に改め、

同表講習手数料の項中

法第百八条の二第一項第四号に掲げる講習  
法第百八条の二第一項第五号に掲げる講習

講習一時間につき二千四百五十円  
講習一時間につき四千二百円

を		法第百八条の二第一項第四号に掲げる講習		大型自動車免許又は中型自動車免許に係る講習		講習一時間につき四千七百円	
法第百八条の二第一項第五号に掲げる講習		普通自動車免許に係る講習		普通自動車二輪車免許に係る講習		講習一時間につき二千四百五十円	
法第百八条の二第一項第五号に掲げる講習		大型自動車二輪車免許に係る講習		普通自動車二輪車免許に係る講習		講習一時間につき四千二百円	

--	--	--	--

に、「四千百円」を「千三百五十円」に、「つき千二百円」を「つき三千百五十円」に、

法第百八条の二第一項第八号に掲げる講習  
法第百八条の二第一項第八号の二に掲げる講習

講習一時間につき千三百五十円

を  
法第百八条の二第一項第八号に掲げる講習

講習一時間につき千四百円

講習一時間につき千二百円

に改め、「国家公安委員会規則で定める」を削り、

「第三十三条の七第二項の基準に該当しない者に対する」を「第四十三条第一項の表講習手数料法第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習の項に規定する国家公安委員会規則で定める」に、「当該講習が道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十八条第十三項第二号の表第一号に掲げる講習方法に係るものである場合」を「道路交通法施行令第四十三条第一項の表講習手数料法第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習の項に規定する国家公安委員会規則で定める講習」に改め、同条第三項中「定める額から、」を「掲げる額から、」に改め、同項の表一の項から六の項までを次のように改める。

一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	四千百五十円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	三千九百五十円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	千三百五十円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	四千六百円

二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	七千五十円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	六千七百五十円
三 法第八十二条の二十八第四項に規定する教則の内容となっている事項	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二千二百五十円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	七千九百五十円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	二千二百五十円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	千九百円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二千二百五十円
	普通自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	二千二百円
五 技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	二千二百円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	千九百五十円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二千五十円
	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	二千二百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	普通自動車免許に係る技能検定員審査	二千円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二千円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	三千二百円
	普通自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	二千二百円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二千円

第十三条第三項の表七の項中「二千八百五十円」を「二千七百五十円」に改め、同表の備考一中「定める額」を「掲げる額」に、「特定第一種運転免許」を「大型自動車免許又は中型自動車免許」に、「は千五百円」を「は三千七百五十円」に改め、「九百五十円を」の下に「、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については千五百円を」を加え、「二千五百円」を「三千二百五十円」に改め、同表の備考二中「について審査」を「について審査」に、「定める額」を「掲げる額」に、「特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については三百五十円を、普通自動車免許」を「大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許又は特定第一種運転免許」に改め、同条第四項の表一の項から六の項までを次のように改める。

一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	四千四百五十円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	四百円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千三百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	四千八百円
	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	千三百円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	千三百五十円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千三百円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	二千円
	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	千二百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	普通自動車免許に係る教習指導員審査	千二百五十円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千二百五十円
	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	千四百五十円
四 法第八十八条の二十八第四項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	普通自動車免許に係る教習指導員審査	千二百五十円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千二百五十円
	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	千二百五十円

六 教習指導員として必要な教育についての知識	五 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査 普通自動車免許に係る教習指導員審査	千四百五十円 千二百五十円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千二百五十円	
	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	千四百円	
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	千二百円	
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千五百五十円	

第十三条第四項の表七の項中「二千八百五十円」を「二千七百五十円」に改め、同表の備考一中「定める額」を「掲げる額」に、「特定第一種運転免許」を「大型自動車免許又は中型自動車免許」に、「千二百円」を「三千四百五十円」に改め、「九百円を」の下に、「特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については千五百円を」を加え、「二千円」を「二千九百五十円」に改め、同表の備考二中「定める額」を「掲げる額」に、「特定第一種運転免許」を「大型自動車免許又は中型自動車免許」に、「五十円」を「百五十円」に改め、「百円を」の下に、「特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については五十円を」を加え、同条第五項中「単に」を「この条において」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条の前の見出しを削り、同条第一項第一号中「第十四条」を「第十五条」に改め、同条の前に見出しとして「(道路交通法関係手数料)」を付し、第十一条の次に次の一条を加える。

(探偵業の業務の適正化に関する法律関係手数料)

第十二条 県は、探偵業の業務の適正化に関する法律(平成十八年法律第六十号。以下この条において「法」という。)第四条第三項の規定による届出があったことを証する書面の交付を受けようとする者から、手数料を徴収する。

2 手数料の額は、次のとおりとする。

- 一 法第四条第三項の規定による同条第一項の届出があったことを証する書面の交付 一件につき 三千六百円
- 二 法第四条第三項の規定による同条第二項の届出があったことを証する書面の交付 一件につき 千五百円
- 三 法第四条第三項の規定による届出があったことを証する書面の再交付 一件につき 千円

附 則

1 この条例は、平成十九年六月一日から施行する。ただし、第十三条の改正規定(同条を第十四条とする部分を除く。)及び次項の規定は、同月二日

から施行する。

2 道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号）附則第十四条に規定する者に対するこの条例による改正後の秋田県公安委員会関係手数料徴収条例第十四条第二項の表再試験手数料の項及び講習手数料法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習の項の規定の適用については、同表再試験手数料の項中「普通自動車免許」とあるのは「中型自動車免許又は普通自動車免許」と、「規定する普通自動車」とあるのは「規定する道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号）第四条の規定による改正前の法の規定による普通自動車又は普通自動車」と、同表講習手数料法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習の項中「普通自動車免許」とあるのは「中型自動車免許又は普通自動車免許」とする。

秋田県留置施設視察委員会条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

### 秋田県条例第三十七号

秋田県留置施設視察委員会条例

（趣旨）

第一条 この条例は、刑事収容施設及び被收容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二十一条第六項の規定に基づき、秋田県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員長）

第二条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（会議）

第三条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任規定)

第四条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十八号)の施行の日から施行する。  
(特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表中 地方独立行政法人評価委員会の委員及び臨時委員

を	留置施設視察委員会の委員	日額	一八、三〇〇円
	地方独立行政法人評価委員会の委員及び臨時委員		

に改める。



発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号  
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話 082-8766 FAX 082-0005  
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄